

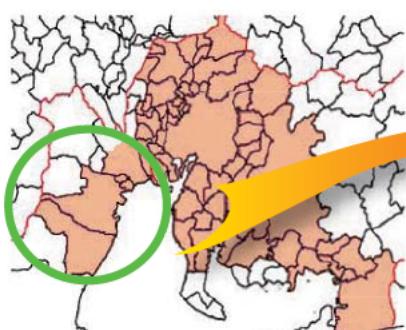
自動車NO_x・PM法 対策地域の現状について

自動車NO_x・PM法について

平成13年6月に公布された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)」(いわゆる「自動車NO_x・PM法」)に基づき、三重県の6市町(四日市市、桑名市(旧多度町除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町)が対策地域に指定されています。



三重県のNO_x・PM対策地域



三重・愛知圏のNO_x・PM法対策地域

三重県では、四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町の6市町が対象になっています。



自動車NO_x・PM法の対策概要

●三重県自動車NO_x・PM総量削減計画

三重県が平成15年に策定した計画により、環境基準を達成することを目標に、低公害車の普及促進、交通需要の調整・低減、交通流対策等の各種施策を総合的に実施しています。

●車種規制

排出ガス基準に適合しない車両を対策地域内に登録することができない制度です。

ただし、使用過程車については、車両の平均使用年数を参考に適用猶予期間を設定し、負担が過度に大きくなないように配慮して実施されています。

●自動車使用管理計画

事業活動に伴う自動車NO_x・PMの排出抑制のため、対策地域において自動車を30台以上使用している事業者は、「自動車使用管理計画」を作成し、毎年、その実施状況について報告するよう義務づけられています。

自動車 NO_x・PM 法対策地域の一部測定局で、二酸化窒素濃度が環境基準を超えていました。

国道23号沿道の状況

平成22年三重県自動車排ガス調査結果では、北勢地域内の国道23号沿道周辺で二酸化窒素濃度が環境基準を超える可能性があることが分かりました。

◆自動車排出ガス測定局「納屋局」(四日市市) のデータから

●平成20年度以降、浮遊粒子状物質の環境基準は達成していますが、二酸化窒素の環境基準は未達成の状況が続いている。

●国道23号「納屋局」の時間別交通量をみると、大型車両交通量と窒素酸化物の濃度に相関関係がみられることから、大型車両の影響が大きいと考えられます。また、国道23号「納屋局」周辺の交通量をみると、大型車類の比率は、依然として40%を超えています。

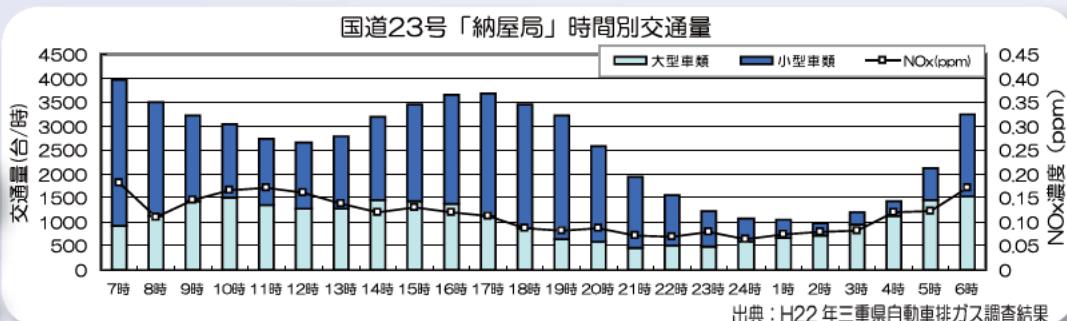


国道23号「納屋局」の大気環境測定結果					
	単位	17年度	18年度	19年度	21年度
二酸化窒素 98%値	ppm	0.074X	0.070X	0.069X	0.069X
浮遊粒子状物質 2%除外値	mg/m ³	0.149 X	0.109 X	0.101 X	0.050 O

上表のX印は、環境基準が未達成であることを示す。

年 度	小型車類	大型車類	大型車混入率	計
平成6年度	37,924	22,726	37.5%	60,650
平成9年度	33,780	28,266	45.6%	62,046
平成11年度	34,628	28,762	45.4%	63,390
平成17年度	33,869	29,151	46.3%	63,020
平成22年度	35,355	24,761	41.2%	60,116

出典：H6.9.11.17 国土交通省センサス結果、H22年三重県自動車排ガス調査結果



今後の取組

◆国では

平成23年3月に自動車NO_x・PM法に基づく総量削減基本方針の変更の閣議決定がされました。

●方針変更の概要

- 平成32年度までに対策地域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。
- 関係者間の連携によりエコドライブ等の対策を図る。
- ポスト新長期規制適合車の早期普及を図る。
- 総量削減計画の策定等



◆三重県では

三重県においては、基本方針の変更に基づき、次期三重県NO_x・PM総量削減計画を策定中です。

三重県環境森林部地球温暖化対策室

〒514-8570 三重県津市広明町13 県庁8階

TEL : 059-224-2380 FAX : 059-229-1016

E-MAIL : earth@pref.mie.jp

「自動車排出ガス対策」ポータルサイト

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/jidousyagas/>

